

防衛省情報本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領(<https://www.mod.go.jp/dih/open-zissi.pdf>)に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書を持って申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約相手方とします。

3 件名等

件 名	裁断機用刃物の交換調整・研磨
規 格	別添見積書参照
数 量	別添見積書参照
納期（履行期限）	契約日～令和4年10月31日
納地（履行場所）	情報本部（市ヶ谷）
添付書類	参考見積書、見積書、仕様書
同等品審査申請書 提出期限	—
参考見積書提出期限	令和4年10月3日（月）10時00分
見積書提出期限	令和4年10月3日（月）10時00分
防衛省競争参加資格	役務の提供等「D」等級以上 全国
決定方式	総価

- 4 防衛省競争参加資格について全省庁統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は自治体との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官等から参加が認められた者に限る。
- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
防衛省情報本部ホームページ(<https://www.mod.go.jp/dih/service.html>)
〒162-8806 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省情報本部総務部会計課（担当：金井（かない））
電話：03-3268-3111(内線31752) 直通FAX:03-5225-9641

見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
裁断機用刃物の交換調整・研磨	仕様書のとおり (DIH-LS-22036)	式	1			
合 計						
納期： 契約日～令和4年10月31日		納地： 情報本部(市ヶ谷)				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税込・税 抜)の価格で計上

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信 殿

住 所

会 社 名
代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
裁断機用刃物の交換調整・研磨	仕様書のとおり (DIH-LS-22036)	式	1			
合 計						
納期： 契約日～令和4年10月31日		納地： 情報本部(市ヶ谷)				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税込・税 抜)の価格で計上

調達要求番号：BP-25D1-114356

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	裁断機用刃物の交換調整・研磨	DIH-LS-22036	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 4 年 9 月 1 4 日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成	情報本部総務部

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部において使用する裁断機用刃物の交換調整及び研磨（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 115 号）

情報本部における立入禁止場所等に関する達（情報本部達第 4 号（20. 3. 19））

2. 本役務に関する要求

2.1 設置場所 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1 防衛省庁舎 C 2 棟地下 2 階

2.2 対象器機名及び台数 裁断機 ホリゾンペーパーカッターAPC-45 1 台

2.3 調整内容 調整内容は、次による。

a) 部品の交換・研磨 契約の相手方は、表 1 に示す部品を交換・研磨をするものとする。細部は官側と調整するものとする。

表 1 交換・研磨部品（官給品）

No	部品名（部品番号）	数 量
1	APC-45 用刃	1 個

b) 調整及び整備 契約の相手方は、各部調整及び整備を行い、動作の確認を実施し、異状がないことを確認するものとする。なお、本役務の範囲を越える事態が発生した場合は、監督官と協議するものとする。

2.4 引渡・納入場所 引渡・納入場所は、〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1 防衛省庁舎 C 2 棟地下 2 階とする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査 契約の相手方は、本役務の監督及び検査については、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

4. 提出書類

4.1 契約の相手方は、防衛省所管物品管理取扱規則に基づく次の文書を作成し、検査官へ提出するものとする。

4.1.1 受領書 APC-45 用刃の引渡前に 2 部提出するものとする。

4.1.2 納品書 APC-45 用刃の納入と同時に 3 部提出するものとする。

5 役務の完了 契約の相手方は、本役務の完了後、速やかに役務完了届を検査官へ 2 部提出

するものとする。

6. その他の指示

6.1 情報の保全 契約の相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

6.2 立入禁止場所への立入り 契約の相手方は、本役務の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に基づき事前に官側へ申請を行い、許可を得るものとする。

6.3 官側の支援 契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用

b) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

6.4 仕様書の疑義 契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。